

11. 特別養護老人ホーム飛鳥晴山苑

[飛鳥晴山苑の理念]

<平成 30 年度の重点課題>

<平成 30 年度部門別事業計画>

1. 特別養護老人ホーム飛鳥晴山苑
2. ショートステイサービス飛鳥晴山苑
 - <看護部・医務室>
 - <栄養課>
 - <機能訓練室>
3. デイサービスセンターあすか
4. 介護予防型リハビリデイあすか
5. ケアパートナーあすか
6. 訪問看護ステーション飛鳥晴山苑

<コンプライアンス活動計画>

<職員の健康管理>

<修繕計画>

<防災計画>

<資金収支予算>

2018年度（平成30年度）

事業計画

（平成30年4月～平成31年3月）

飛鳥晴山苑

特別養護老人ホーム飛鳥晴山苑

ショートステイサービス飛鳥晴山苑(介護予防含む)

デイサービスセンターあすか (介護予防含む)

認知症対応型デイサービスセンターあすか (介護予防含む)

ケアパートナーあすか

訪問看護ステーション飛鳥晴山苑

飛鳥晴山苑の理念

☆ご利用者の主体性を尊重し、ご利用者が生きがいをもって生活できるよう、ご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

☆地域の社会資源として、地域と共に歩み、地域住民に愛される施設を目指します。

☆安全と安心をモットーに、信頼されるサービスを目指し、職員研修を通じ積極的に学び、サービスの向上に励みます。

平成29年度、飛鳥晴山苑（高齢）のサービス活動収益はようやく前年度並みにふみとどまった。機軸事業である特養・ショートステイ部門の稼働率は微減、デイサービス部門は一般型が約4%減、認知症対応型が約20%の減となる中で、前年度並みになんとか踏みとどまれたのは、介護予防型約20%増、居宅介護事業所が約3%増、訪問看護事業が約5.4%増など、規模の小さな周辺部門の果敢な努力があったればこそそのささやかな成果。介護保険事業のこれからの方向性を示してくれる年であった。

さて、平成30年度。3年ぶりに改定される介護報酬については、基本報酬においては特養が平均1.8%という小幅のプラス、デイサービス部門（大規模型）は平均5%の大幅な減額となるなど、辛口の結果となった。

また、各事業所の稼働率も、ここ数年、特養は95%前後、ショートステイは110%前後をキープすることに汲々としており、毎年度、右肩上がり稼働率・利用率を向上させてきた介護予防型のデイサービス、訪問看護事業所に、飛鳥晴山苑（高齢）全体の収益を大きく向上させる力はない。

かくして、30年度の収支は現状維持ないしは対前年度比微増。苦しい収支が予想されるが、①新年度新設される各種加算（夜勤職員配置加算の新設部分、排泄支援加算、褥瘡マネジメント加算、口腔衛生管理加算の見直し、再入所持栄養連携加算、低栄養リスク改善加算等）に果敢に挑戦する ②拡大が見込める介護予防・リハビリ特化型デイサービス、訪問看護事業所の拡充を図る ③ショートステイ利用者の特養空床利用を一層進める ④機能訓練強化型ショートステイの利用者増を図る ——に注力することで、安定した収支構造の構築を目指す。

また、ここ数年力を注いできた ①自立支援=おむつゼロ ②京セラ原価管理の徹底化 ③虐待の芽チェックの推進——をさらに強化する。

＜30年度の重点課題＞

I. 「自立支援＝オムツゼロ」をめざして

数年来取り組んできた自立支援＝日中のオムツ着用率ゼロ運動は25年4月に平均95%、26年12月に55%、27年12月に37%、28年11月には24%、29年10月23%になるなど、着実に前進してきた。入所者の平均要介護度は平成24年度4.3であったが、平成25年度4.2、平成26年度4.1へ、そして直近の平成29年度上半期には4.0にまで、改善されてきている。平成27年度から特養入所者の入所条件が厳しくなり（要介護度3以上）、しかも、新規入所者のうち、70%以上の方が4以上で無ければ介護報酬が引き下げられるという条件の中で、平均要介護度が少しずつ改善されているという事実は、自立支援＝日中のオムツ着用率ゼロ運動の成果として特筆できる。今後も、自立支援や排泄介助技術研修等を強化し、おむつゼロ＝高齢者の尊厳ある暮らし⇒要介護度の改善⇒介護職員にかかる介護負担の軽減をめざす。

また、ショートステイ部門でも27年度開始した機能訓練強化型ショートステイをさらに強化すること、併設の包括支援センターと連携して、北区近隣の元気な高齢者(自立、要支援1,2)への支援を強化する。

III. 医療・介護との連携強化

飛鳥晴山苑(高齢)では平成29年の1月以来、特養の配置医として常勤医を迎えて、看取り体制の強化を図ったが、非常勤の配置医との連携がとれず、残念ながら、同年9月末をもって常勤配置医体制は終結するに至った。平成29年10月からは以前の非常勤・嘱託の配置医4名体制に戻ったとはいえ、看取り体制の強化、医療依存度の高い方の積極的な受け入れ、入院者数の削減等の重要度はますます高まっている。今後も、医療体制の強化を図ってゆきたい。

IV. 地域に貢献できる施設を目指して

社会福祉法人による社会貢献への力が改めて期待されている。すでに実施している近隣高齢者（介護保険対象外の方）への買い物支援無料送迎サービスに加えて、30年度には施設の空間を利用して、自立の高齢者へのリハビリ教室（無料）を開始する予定である。

V. 部門別原価管理手法を活用し、革新的で付加価値の高い高齢者施設を目指す。

同手法の実施も4年が経過し、それぞれの小さな部門（特養であればフロアごと）での収益とコストを管理し、職員の労働付加価値の「見える化」をしたことで、職員一人ひとりが自身の仕事を評価し、改善点を議論することが習慣化。その成果の一つが、オムツコストの削減効果。オムツの費用は数年前に比べて、毎年度300万円ほど削減されているが、これはおむつゼロ運動と連動した原価管理手法を粘り強く実施した結果だと考えている。

《特別養護老人ホーム飛鳥晴山苑》

I. ご利用者処遇に関する計画

- 夜間の時間帯、喀痰吸引の出来る介護職員を配置し、看取り体制の強化を図るなど、医療体制の充実をはかる。
- 地域の需要に応え、稼働率96%前後の高位安定を目指す。
 - ・退所⇒新規入所の空床期間（現状）35日を可能な限り短縮する。
 - 胃瘻増設者を常時、定員の10%前後受け入れることのできる施設を目指す。

- ・入院期間が長くない様に、入院先病院・当施設看護・医務室と連携を密にする。
- ケアマネジメントの強化を図る。
 - ・ケアサービスの根幹であるケアマネジメントを充実させ、ご入居者個々の意志と自己決定を最大限尊重した個別ケアを実現する。
 - 介護・看護・各種加算との整合性の取れた介護計画
- リスクマネジメントを強化する。
 - ・事故対応や苦情対応の記録及びリスクマネジメントの強化。
 - ・事故の際のご家族・行政への情報のスムーズな開示。
 - ・コンプライアンスの遵守。
- ご入居者個々の人間性を尊重し、自立支援につながる介護＝おむつゼロに取り組む。
 - ・ユニットケアの特性を活かし、ご入居者個々の意志と自己決定を最大限尊重した（個別ケア）を実現できるケアサービスを提供していく。
 - ・ご入居者個々の個性や生活のリズムに沿い、また他のご入居者との人間関係を築きながら日常生活をより充実したものと感じていただけるよう支援する。
 - ・ご入居者、ご家族、職員とのつながりを今後も深め信頼関係をより一層築き上げる（家族懇談会の開催）。
 - ・おむつゼロに取り組む前提として、生活リハビリの強化、水分摂取の見直し、下剤を使わない排便コントロールに注力
 - ・残存能力が活かされるようご入居者個々に応じたりハビリテーションの提供を行う。
- 「虐待の芽」チェックリスト等を活用し、ご入所者・ご家族が安心して生活できる豊かな介護空間の持続に力を注ぐ。
- ご入居者個々の生活の継続性を維持できる生活環境を提供する。
 - ・個室を中心とする居住環境の利便性と充実性を活かし、生き生きとした時間が送れるよう支援する。
 - ・個別的なライフスタイルを尊重し、個々の興味に沿った活動の支援を行う。
 - ・様々な交流（地域の児童、幼児等との交流会、多様なボランティア、イベント等の企画等）を体験し、施設・ユニットを超えた社会関係を築き上げる。
 - ・年間行事を通じ、ご入居者、ご家族、職員との連携を築き、ともに寄り添う社会生活をつくり上げていくよう支援する。
- ボランティアの受入、協力体制を強化する。

II. 職員体制・処遇に関する計画

- 介護職常勤換算 73 名＝ワンフロア 18 名・各ユニット介護職 4.25 名+フロアリーダー1 名+介護長を基本配置。
73 名+特養看護師 7 名=80 名。152 名÷80 名=1.9 人。
可能な限り日勤帯で勤務できるプラスアルファ人員及びおむつゼロを支える介助員を確保する
- 介護職員の力量を客観的に評価できる仕組みを工夫し、介護現場の安定化、人件費率の抑制の為に、早・遅勤務、夜勤勤務可能な非常勤勤務者を安定確保する。
- 認定特定行為業務従事者（略痰吸引等）認定研修受講を進める。
- 介護職員処遇改善加算を資格、力量、介護現場安定化への貢献度等を踏まえて適正配分する。
- 介護職員の腰痛を防止するための施策を具体化する。（ノー・リフティング文化の構築）
- 空床が発生しにくい特養運営、空床が出た場合のショートステイ利用の速やかな対応に

注力する。

- 技能実習生、在留資格介護取得者等、海外から介護職員の受け入れを進める。

III. 施設整備に関する計画

- 最新の AI 機器を導入し、居室内で安全・見守りの強化を図り、合わせて介護職員の業務負担の軽減化を図る。職員の腰痛予防につながる最新の機器を導入する。
- 29 年度、特養の廊下スペースを、様々な意匠を凝らした憩いのスペースを作ってきたが、この試みをさらに推進する。
- 修繕計画
外構部の植栽を整備する。電気使用量を節約するための LED 導入等を検討する。電気とガスを組み合わせた省エネハイブリッド施設を検討する。施設・設備の経年劣化に備える。

IV. 年間行事計画・研修計画

1. 方針

- ①おむつゼロに取り組む。
- ②看取りケア研修を進める。
- ③認知症ケアの専門性を高める。
- ④高齢者の特性についての認識を深める。
- ⑤接遇マナーを共有化する。
- ⑥喀痰吸引等のケア研修を進める。
- ⑦ユニットケアについての共通認識を深める。
- ⑧実習指導を積極的に進める。
- ⑨衛生管理を徹底する。
- ⑩技術・手技

月	行事計画	研修計画
4月		感染対策委員会（毎月） 身体拘束廃止委員会（毎月） 事故防止対策委員会
5月	端午の節句	医療的ケア安全委員会
6月	家族懇談会	褥瘡対策委員会 事故防止対策委員会
7月	七夕	医療的ケア安全委員会
8月	納涼祭	事故防止対策委員会
9月	敬老会・防災訓練	褥瘡対策委員会 医療的ケア安全委員会
10月		事故防止対策委員会
11月		医療的ケア安全委員会
12月	防災訓練・クリスマス	褥瘡対策委員会 事故防止対策委員会
1月	元旦新年祝い	医療的ケア安全委員会
2月	節分	事故防止対策委員会
3月	雛祭り・防災訓練	褥瘡対策委員会 医療的ケア安全委員会

※その他、介護力向上委員会・防火管理委員会・衛生委員会を毎月開催する。

研修においては外部研修を随時、内部研修においては後日、年間計画を立案し実施する。

V. 相談員室

- ご利用者処遇に関する計画

1. 地域の需要に応え、定員 172 名(ショートステイを含む)の稼働率向上(目標値 96.6%)に力を尽くす。
 2. 空床発生時の対応
 - ・空床発生時には、ショートステイご利用者を積極的に受け入れる。
 - ・入所申込者の状態把握(実調)を、空床の有無を問わず、毎月3件実施。空床発生から2週間を目安に、新規の受け入れを行う(対処状況により、3件以上実施することもあり)
 3. 多職種連携による加算の強化
 - ・職種、部署、職員間の共通理解を形成し、多職種共同によるサービスを提供し、平成30年度以降の介護加算に対応する。
 - ・施設サービス計画及び栄養ケア計画、個別機能訓練計画等、多職種共同によるカンファレンス(アセスメント、モニタリング)の充実
 4. 事故・ヒヤリハット対策
 - ・重大事故0を目指すために、事故・ヒヤリの分析を行う。また、事故が発生した場合は、その都度、検討会を開催する。防止対策事項には事故防止対策委員会で、苑全体の対策として周知を図る。対策を明確にすることで、同じ原因の事故を減少させる。
 5. 褥瘡対策
 - ・平成30年度より、褥瘡予防への加算が新設されるため、その発生予防を医務室、栄養課、リハビリ担当者、介護職員、ケアマネ、相談員が一体となって取り組む。
 6. 身体拘束
 - ・身体拘束「ゼロ」を継続する。
 - ・スピーチロック等の意識を高める。
 - ・すべての部門で、高齢者虐待に繋がるケアの萌芽を繊細にチェックする。
 7. 職員のメンタルケアを含め、適切な介護が行える環境・システム作りを充実させる。
 8. 苦情対策
 - ・苦情申し立てがあった場合には、第三者委員会のご判断を仰ぎながら、速やかに対応する。
 - ・苦情について、苑全体で共有し、再発防止に努める。
 9. 協力病院との連携を密にして、7日以上入院者に対する決め細やかな対応。
 10. 長期入院者、契約終了者の空床の迅速・スムーズなショートステイ利用の促進
- 相談室業務体制
 - 特養・ショートステイ合わせて相談員を5名、ケアマネを2名配置し、互いの連携を緊密にして、特養空床利用を円滑に進める。
 - コンプライアンスを遵守できる体制の整備
 - 法令・条例・通知等についての研修、就業規則等の掲示の確認

《ショートステイサービス飛鳥晴山苑》

I. 課題と計画

ショートステイ専用の20床については常に稼働率110%前後をキープ。そのためには、①空床情報の関係機関への常時・迅速な発信 ②緊急ショートステイの積極的な受け入れ ③新規利用者の積極的な受け入れ ④リピーターの確保(ご利用者に繰り返しご利用いただけるために、レクリエーションの充実、ボランティアの積

極的な受け入れ、利用者ニーズに応え、個別ケアの充実をはかる) ⑤特養空室の積極的な活用(特養ベッドの利用については26年度延べ531名、27年度同666名、28年度502名と、順調に利用実績を重ねてきたが、29年度は700名の見込み) ⑥機能訓練強化型ショートステイご利用者の増加を図る——などに注力する。

II. ご利用者処遇に関する計画

●ご入居者個々の人間性を尊重したケアサービスの提供

ご入居者個々の人間性をより深く理解することにより、満足度の高いケアサービスを提供するよう心がける。

- ・ご入居者に寄り添い、共に生活していく『ユニットケア』を実践する。
- ・ご家族とのつながりを重視したケア体制作りを行う
- ・食事・入浴・睡眠等、個々の生活慣習・嗜好を尊重し満足のいく生活の支援を行う。
- ・ご入居者一人一人に応じた多様なリハビリテーション・レクリエーション活動を提供する。

●いきいきとした毎日を送るための生活環境の提供

ご入居者が、『張り合いのある生活』『満足の得られる生活』を送ることを最優先とした対応を心がける。

- ・日々の日常生活の中での生きがい作り・生きがい活動の支援を行う。
- ・多様な交流の場、魅力あるイベント等の企画など、楽しみの機会の提供を行う。

●北区との連携を強化し、緊急ショートステイ、迷子老人保護等も積極的に受け入れる。

III. 職員処遇に関する計画

特養の項参照

IV. 施設整備に関する計画

特養の項参照

V. 修繕計画

特養の項参照

VI. 具体的行事計画・研修計画

特養の項参照

VII. 相談員室

●ご利用者処遇に関する計画

1. 地域の需要に応え、特養空床の利用促進(27年度比50%増)のために、特養相談員、地域のケアマネ事務所との連携を密にする。
2. 胃瘻造設の方等、医療依存度の高いご利用者も積極的に受け入れる(全ご入居者の1割程度)。

<看護部・医務室>

I. ご利用者処遇に関する計画(健康管理)

1. 自立支援のための具体的な役割の明確化とその目標の設定

- ①ユニットより下剤調整の依頼を受け、配置医に報告、円滑に処方調整を図る。
- ②自立支援が効果的なご入所者を選定し、モデルケースとなれるよう介護職員と密接に協力する。

2. 入所面接のための聞き取り調査

- ①本人およびご家族(キーパーソンまたは後見人)と事前面接を行い記録作成。
- ②面接時の報告・記録に基づき、カンファレンスを行う。
- ③ご利用者個別の健康管理に関する基本項目の抽出と確認。

3. 入所後、一週間の健康状態の観察と把握
 - ①身体的・精神的な変化はないか。施設生活に順応できているかを確認する。
 - ②不適応状態があれば、医師および関係者間（家族および相談員・ケアマネージャー・介護職員等）で意見交換し対処方法を考える。
 4. 介護職と連携して医療依存度の高い方を安定的に受け入れる体制を整備する（胃瘻造設者を定員の10%・15名程度の受入）。
 5. 日々の生活への健康管理
 - ①各階担当看護師は当日ご利用者の心身状況を観察・把握しケアワーカーと協働してケアを行う。問題状況があれば上司へ報告し必要な対処をする。
 - ②遅番の担当看護師は、各階を巡回しケアワーカーからご利用者の健康状況情報を受け対処する。
 - ③インフルエンザ、ノロウイルス等感染症の拡大阻止に最善をつくす。
 - ④看取り加算への連携強化を図る。
 6. 定期健康診査の実施
 - ①一般健康診断(年1回)：業者委託し、実施（10月～11月頃）
 - ②歯科訪問健診(年1回)：滝野川歯科医師会よりご利用者全員診査（10月～11月頃）
 7. インフルエンザ予防接種の施行
 - ①季節性インフルエンザ予防接種（10月～11月頃）
 - ②その他（必要時）
 8. 日常生活健康維持の援助
 - ①高齢者の健康管理について、全般的な方策を立て実践する。
 - ②ケアワーカーおよびその他関連部門と連携して、日常の保健衛生および運動・生活動作・リハビリなど個々に適した指導および援助をする。
 9. 継続する既往疾患、慢性疾患症状の看護
 - ①担当医師の指示による身体機能障害等を補完する医療用具を用いたケアの見直し、服薬と副作用等の注意（嘱託医による定期診療の介助、服薬管理）
 - ②疾患の経過観察および異常兆候の観察
 - ③必要時、受診の手配と対応
*緊急時は、緊急対応マニュアル（参照）に沿って対処する。
- II. 感染症発生時の対応（マニュアル参照）
- III. 教育・研修に関する企画と実施および苑外研修への参加

<栄養課>

I. ご利用者のための栄養ケアマネジメント

1. 特養の栄養マネジメント・療養食加算、ショートステイの療養食加算、通所介護事業所の栄養改善サービス加算等加算体制への正確な対応。
2. 自立支援＝おむつゼロ運動に資する栄養管理・水分摂取策の緻密化
3. 常食化推進の検討(可能な限り自分の口で、普通食を)
4. ノロウイルス等、食の安全性への信頼性の向上・強化。とりわけ、委託業者の衛生管理を徹底する。
5. 献立のマンネリ化を防ぐ。
6. 経口維持のためのサービス、療養食の見直しを進める。

II. ご利用者に喜ばれる食事の提供に努める。

晴山会他事業所との連絡・連携の強化、随時メニュー、食材の検討、食事の改善についてのご利用者の要望を委託業者に伝達し、早期に改善できる体制作りに努める。

III. 給食管理

- ①行事食の実施（予定表：別紙参照）
- ②献立確認
- ③給食会議の実施
特別養護老人ホーム：第2水曜日
就労・生活支援センター：第3月曜日
- ④検食の実施
- ⑤委託会社との食事提供向上の為の会議の実施
- ⑥厨房管理（設備・道具等）
- ⑦給食委託業者の見直しを行う。

IV. お誕生日ケーキの提供

V. 食事箋・正確な食数管理

VI. 嗜好品管理

VII 委託会社の変更に向けて、各部署との調整を進める。

<機能訓練室>

I. 自立支援＝おむつゼロ運動への積極的なかわり。

残存能力を活かし、ご本人らしく楽しく過ごせるように支援する。評価、福祉用具の検討などを実施し、介護職員との連携を強めて、日常生活の改善に努める。

II. 内部研修の充実、外部研修への積極的な参加

救急救命・腰痛予防の内部研修の充実を図る。外部研修の参加により、知識、技術を獲得し、ご利用者のADL,QOLの改善に努める。

III. シーティング、ポジショニング検討の継続

適切な福祉用具の選定・使用方法の伝達の制度が向上することにより、より快適な生活の提供を図る。

IV. リハビリ強化型ショートステイと個別機能訓練加算の整合性をはかる。

《デイサービスセンターあすか》

一般型、認知症対応型

I. ご利用者処遇に関する計画

【運営面】

- 選択的なサービスを多彩に用意し、その結果を定期評価する仕組みを作る。
- インフォーマルサービスとの連携
 - ・ ボランティアの積極的な受け入れ態勢の確保（傾聴ボラ・将棋ボラ等）
- 柔軟な受け入れ態勢
 - ・ 営業力を強化し、入浴、機能訓練等、ご利用者のご希望にかなうサービスの充実を図る。
 - ・ 介護度、医療依存度の高い方を積極的に受け入れる。
- 稼働率の向上
 - ・ 介護報酬の改定（大規模型は約5%の減額）に耐えられる体制強化

- ・一般型の登録人数を各曜日 50 名、平均利用者数 36 名を目標とする。
- ・認知症対応型は登録人数を 16 名、平均利用者数 9 名とする。
- ・上記の目標達成のために、レクリエーションのバリエーション増加やボランティアの充実をはかる。
- ・飛鳥晴山苑のホームページに空き状況の掲載や居宅介護支援事業所への営業活動を強化する。特に、認知症対応型はブログ、地域の居宅介護支援事業所、デイネット、北区高齢福祉課担当窓口等と緊密な連携を図り、ホームページの事業所案内等積極的に PR に努める。
- 特色あるメニュー、魅力のあるサービスの充実を図る。

【個別面】

- ご利用者個々の人間性をより深く理解・尊重することにより、満足度の高いケアサービスを提供するよう心がける。
- *モニタリング・アセスメントの充実・情報共有のシステム化
- 適切なタイミング、内容のケアを行うことにより、ご利用者の安全を図り、より深い信頼を得られるようにする。
- 食事・入浴・排泄等、個々の生活慣習・嗜好を尊重し満足していく生活の支援を行う
- *職員介護技術・洞察力・折衝力等、向上のため各種研修・マニュアルの改善・作成
- ご利用者個々に応じた多様なレクリエーション、交流の場、魅力あるイベント等の企画など、楽しみの機会の提供を行う
- *定期的にクリエイティブな企画運営会議の開催
- 褥瘡、胃瘻、インスリン注射等、医療依存度の高い方の積極的な受け入れを図る。

II. 職員処遇に関する計画

1. 職員のスキルアップを計るため苑内・苑外研修を強化する。
2. 電子媒体システム（ほのぼの、送迎ソフト）の活用を進める
3. 職員間における各種情報の周知を徹底することにより、チームとして、よりまとまったケアを行い、サービスの質を向上させる。

《介護予防型リハビリデイあすか》

- I. 延べご利用者数は 26 年度約 5946 名、27 年度 7877 名、28 年度 9634 名、29 年度 11200 名（推定）など開設以来右肩上がり順調に推移。30 年度は新しいリハビリ機器を導入し、要支援利用者の満足度アップをはかり、利用者増につなげる。
- II. ご利用者の参加意識を高めるプログラムの提供に努めること、職員のスキルアップを図るため、苑内研修、外部研修に積極的に参加する。
- III. 4 階で火曜・金曜に行われている北区委託事業（元気アップマシントレーニング等）を実施する。
- IV. 北区委託事業（元気アップマシントレーニング等）を卒業した方の自主活動を支援する。
- V. リハビリ特化型ショートステイ事業への協力体制を強化する。

《ケアパートナーあすか》

I. ご利用者処遇に関する計画

- ・ご利用者一人ひとりが自宅での自立した生活が送れるよう配慮したケアプラン作成に努

める。

- ・介護度の重い方、医療面でのサポートを必要な方の受け入れに配慮する。
- ・介護予防につながるプラン作成に努める（介護給付対象者の受け入れ）。
- ・ケアマネ3名がそれぞれ要介護の方のケアプラン数35ケースを担当し、特定事業所加算体制を維持する。
- ・ご利用者アンケートを実施し利用者による評価を受ける、内外の研修に積極的に参加すること等により、個々のケアマネのスキルを向上させ、利用者サービスを充実させる。

II. 職員処遇に関する計画

- ・当分の間、常勤3名体制（管理者兼主任介護支援専門員1名、介護支援専門員2名）とする。
- ・内部コミュニケーションの充実を図る（居宅ケース会議の開催を継続する）。

III. 他部門・他事業所との連携を強化する

- ・飛鳥晴山苑高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）との連携を強化することはもちろん、他の地域包括・居宅介護支援事業所との連携を密接にし、互いに顔の見える関係を構築する。
- * 定例会議にてケース検討等話し合い（ケアマネ会議・在宅サービス担当者会議）
- * 困難ケース対応（受け入れ・支援）の相談
- * ケアマネ支援講座等への参加
- ・飛鳥晴山苑の居宅部門（デイサービス、ショートステイ、訪問看護）との連携・協力体制を深める。

IV. 研修計画

北区健康福祉部介護保険課主催研修、各団体主催研修（認知症／ケアマネスキルアップ等）、地域包括主催研修、北区認定調査員研修、コンプライアンス研修、介護福祉士等、介護保険施設の職員としての専門性を高める各種研修、教育に力を注ぐ。

《訪問看護ステーション飛鳥晴山苑》

I. 運営の方針

- ①24時間365日、療養生活と在宅看取りの支援を行う。
- ②赤ちゃんからお年寄りまで、地域の中でその人らしく、よりよく生きることを支援する。
- ③訪問看護を必要としている方が、必要としている時に、質の高い看護サービスを提供する。
- ④地域ネットワークを大切にし、在宅ケアシステムの構築を図る。
- ⑤退院調整会議への参加。病態変化が見込まれる利用者へのスムーズな特別指示書発行体制の確立。
- ⑥状態に応じた訪問時間・回数の提案
- ⑦飛鳥晴山苑のショートステイ利用等を視野に入れたご利用者対応。
- ⑧30分未満・1時間未満・1時間30分未満当の比率の合理的な配分を考慮する。
- ⑨緊急時訪問看護加算・特別管理加算・ターミナルケア等の加算率向上を図る。
- ⑩苑内他の事業所との関係を緊密にし、互に顔の見える関係性を構築する。
- ⑪学習会、家族介護者教室等の開催を通じて当苑のPRを積極的に行う。

II. 職員体制

- センター長 正看護師（1名）

- 正看護師（常勤換算 10 名ほど）
- 常勤 OT 1 名、常勤 PT 2 名。
- 非常勤事務員 2 名
- 常勤看護師の安定確保が課題

<コンプライアンス活動計画>

社会福祉法人が運営する事業にとって、法令の遵守は最重要の任務であると認識し、介護保険法の設置基準、運営・人員配置の基準、加算の要件など、さまざまな法令についての学習・検討会を開催する予定である。

また、30 年度も引き続いて、身体拘束廃止委員会活動（年 4 回開催）を始め、虐待等の人権・権利擁護についての勉強会の実施（随時）、事故・苦情等への迅速な対応にも取り組んでゆく。

<職員の健康管理>

1. 定期健康診断とインフルエンザ予防接種の実施（職員健診の援助とその結果に対する適切な健康指導）
2. 産業医と連携をとりながら、日常における保健指導とメンタルヘルスに関する健康相談の強化（ストレスチェックの実施と細やかな対応）
3. 腰痛防止のためのノン・リフト介護の可能性を探る。

<修繕計画>

特養・ショートステイの定員増の可能性を検討する。大規模・中規模の修繕の必要性は現状では感じられないが、数年後を視野に入れた実施の為に、引当金等の準備をする。

1. 設備保守のため床ワックスがけ等を適時施行
2. 運営に関する備品・設備の定期確認に伴い補修整備の施行
3. 省電力対策のために、東京ガス等、新電力システムの導入を図る。

<防災計画>

- I. 北区消防署との連携を取り、年間数回の防災、避難訓練を実施する。
- II. 施設内に防火管理委員会を組織し、防災・避難訓練の計画、防災上のさまざまな課題について検討する。
- III. H23 年 3 月 11 日の大災害の経験を踏まえ、防災拠点・2 次避難場所としての役割を、絶えず明確にしておく。
- IV. 防災協定を締結した地元自治会との協力関係を深める。

<資金収支予算書>

別紙参照